

不動産競売事件の申立書類等について

松山地方裁判所不動産競売係

1 不動産競売申立てに必要な書類

別紙を参考にしてください。

2 不動産競売申立てに必要な費用

(1) 収入印紙

ア 競売申立手数料

(ア) 担保不動産競売の場合

担保権 1 個（共同担保は 1 個と数える）× 4, 0 0 0 円

(イ) 強制競売の場合

債務名義 1 個（債務者複数の場合はその人数）× 4, 0 0 0 円

イ 登録免許税（領収済通知書の領収証書でも可）

請求債権額（1,000円未満切捨て）× 0. 0 0 4

= 登録免許税（100円未満切捨て）

請求債権額は、元金、利息、確定損害金の合計額となります。根抵当権で、請求債権額が極度額を超える場合は、極度額を請求債権額として計算します。

ウ 代理人許可申請手数料

この申請をする場合は 5 0 0 円

(2) 民事執行予納金（現金）

申立受付後、裁判所から「保管金提出書」と「振込依頼書」を送付します。「振込依頼書」を使用して、最寄りの金融機関から所定の金額を振り込んでください。

振込後、「振込依頼書」2枚目の「保管金受入手続添付書」（右上に「裁判所提出用」の表示があるもの）及び必要事項を記載した「保管金提出書」を当裁判所会計課に提出（郵送可）してください。これらの書類をすべて提出しなければ、民事執行予納金を納付したことになりませんので、注意してください。

裁判所は納付されたことを確認した後に、競売開始決定を行う取扱いになっ

ていますので、速やかに納付手続をされるようお願いいたします。

※郵便切手の予納は不要ですが、保管金提出書等を郵送するための返信用封筒（94円切手貼付又は料金受取人払郵便のもの）を提出してください。

[納付額] 目的物件の筆数が	1筆まで 50万円,	2筆まで 60万円,
	4筆まで 70万円,	6筆まで 80万円,
	10筆まで100万円,	15筆まで150万円,
	16筆以上200万円	

3 管轄

愛媛県下全域の物件について、松山地方裁判所（本庁）に申し立ててください。

〒790-8539 松山市一番町三丁目3-8 松山地方裁判所
電話 089-903-4355, 089-903-4356(いずれも直通), FAX 089-941-1041